

仕様書

1 業務名

令和7年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務
(先端技術研究会、県内企業のビジネスマッチング強化)

2 目的

本業務は、進化の著しい先端技術の動向等を踏まえ、今後、県や県内企業が先端技術を活用し取り組むべき方向の戦略的議論や研究開発等への挑戦意欲を高めることを目的に開催する「先端技術研究会」の運営業務を行うもの。そのため、受託者においては、各分野の技術の最新動向や、今後の市場動向等を体系的かつ戦略的にリサーチし、効果的な議論に繋がるよう運営するものとする。

加えて、先端技術を活用した新産業・新ビジネスの創出に向け、年間を通じ、先端技術に関する県内企業と研究機関、県外企業等とのネットワーク強化やマッチング支援を行うもの。

3 先端技術研究会の概要

(1) 会名

大分県先端技術研究会

(2) 開催日程

8～10回/年程度 ※効果的な議論となるよう目的別に応じた開催とすること
(民間向け：5回程度(講師2名/1回程度))
(行政向け：3回程度(講師は必要に応じて))

(3) 会場

県内の会場(原則は対面による開催。必要に応じてWEB会議)

4 業務内容 ※備品の必要数等については別紙「内訳書」を参考とすること。

(1) 民間向け先端技術研究会(以下、「民間向け」という)

① 企画

- ・会の運営に関する企画立案を行うこと。
- ・民間向けの各回テーマについては、県の産業構造や今後の技術、市場動向等を踏まえて県と協議のうえテーマを決定すること。
- ・テーマに応じた講師選定等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・民間向けのうち、最低1回は県内企業の工場や県産業科学技術センター等における現場

視察を行う内容を含むこと。また、展示会、交流会などにおけるマッチングを見据えた企画を行うこと。

② 周知

- ・ 県内企業に向けて、会の効果的な周知を図るため、開催会毎に周知広報媒体（チラシ、ポスター等）を作成すること。
- ・ 周知広報媒体のデザインについては県と協議のうえ、効果的な周知広報に資するものとする。なお、チラシのデザインについては予算の範囲内で専門の業者等に再委託してもよい。
- ・ 周知広報媒体の納品にあたっては、PDF データで提出すること。配布先については、県と協議のうえ決定する。
- ・ 多くの県民及び県内企業に参加してもらえるように、SNS の活用や HP の作成など各種広報媒体への掲載等の周知方法も検討し、効果的な周知を行う。

③ 運営

- ・ 開催は県内での対面開催を原則とするが、講師等の都合により、対面開催が困難な場合は、県と協議の上、オンラインでの開催も可とする。
- ・ 参加者への配布資料の作成、司会進行、講師の対応及び、オンライン配信環境の整備等、会開催当日までの必要な準備運営を行う。
- ・ その他当日の運営については県と協議のうえ、決定すること。

④ 報告

- ・ 実施した内容をまとめた報告書を作成すること。
- ・ 実施したテーマは、次年度の「先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業」の補助事業のテーマとなることを念頭に、その技術の今後の市場価値、県内産業構造との親和的な県内地域課題解決への寄与度等を踏まえた有用性を記載した報告とすること。
- ・ 報告資料については、県と協議のうえ、決定すること。

(2) 行政向け先端技術研究会（以下、「行政向け」という）の企画

① 企画

- ・ 会の運営に関する企画立案を行い、県と協議の上、必要に応じて、商工観光労働部内の関係各課を招聘すること。
- ・ 行政向けの各回テーマについては、次年度以降の県施策の検討や関係各課との連携を念頭に、県の産業構造・集積状況等の基礎的分析や今後の技術、市場動向等の最新動向等を勘案し、県と協議のうえテーマを決定すること。

参考 1（県のしくみと仕事）：

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/sosikisikumi.html>

参考 2（商工観光労働部・各課の仕事）：

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/syou-kakuka.html>

参考 3（大分県 100 の指標）：

<https://www.pref.oita.jp/site/toukei/100.html>

参考 4（大分県の組織・機構改革）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/kikou.html>

※令和 7 年 4 月 1 日組織改正の概要を必ず確認すること。

② 運営

- ・開催は県内での対面開催を原則とするが、講師等の都合により、対面開催が困難な場合は、県と協議の上、オンラインでの開催も可とする。
- ・参加者への配布資料の作成、司会進行、講師の対応及び、オンライン配信環境の整備等、会開催当日までの必要な準備運営を行う。
- ・その他当日の運営については県と協議のうえ、決定すること。

③ 報告

- ・内容をまとめた報告書を作成し、行政向けの年度最終開催時に報告を行うこと。
- ・県内産業構造の再分析、部内の施策一覧を含む関係各課室の横断的施策検討のベースとなる内容とすること。
- ・報告資料については、県と協議のうえ、決定すること。

(3) 先端技術に関する県内企業と県外企業とのネットワーク強化

- ・大分県 DX 推進ラボ認定プロジェクト等の先端技術に取り組む県内企業へのヒアリングを 10 社以上行い、県内企業の強みや課題の把握・整理を行う。なお、予算の範囲内で県内企業のヒアリングの効率化や分析を行うために、商工団体、金融機関、産業創造機構等の県内支援機関に再委託してもよい。
- ・ヒアリングの結果に基づき、連携やネットワーク強化により、県内企業のビジネスチャンスの拡大が期待できる県外企業等の調査を行う。
- ・民間向け研究会と連動し、県内企業との連携が期待できる県外企業等（以下、「県外企業等」）を同研究会の講師等として検討すること。
- ・県内企業と県外企業等との連携に向けた具体的な打合せの場を設定するとともに、必要に応じてフォローアップを行い、2 件以上の新たな連携案件（商談以上または商談に準じた状況）を創出すること。
- ・このほか、県内企業がマッチング等を行っていくために必要な研究機関や県外企業についての問い合わせについては、可能な限り、情報提供を行うこと。

- ・本件に関して、県と情報共有を行いながら進めること。

(4) 報告書の作成

- ・委託期間内に上記(1)、(2)、(3)の実績をまとめた報告書を作成すること。なお、報告書には次年度実施する場合の改善点等を記載すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日までとする。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。